

第37回通常総会議案

と き：平成15年6月2日（月）
と ころ：八丁堀シャンテ

広島県内陸部振興対策協議会

目 次

通常総会次第	1
第1号議案 平成14年度会務報告及び重点目標とその対応について	2
平成14年度会務報告	2
平成14年度重点目標とその対応	3
第2号議案 平成14年度歳入歳出決算について	9
歳入の部	9
歳出の部	10
監査意見書	11
第3号議案 平成15年度活動方針（案）及び重点目標（案）、事業計画（案）について	12
平成15年度活動方針（案）及び重点目標（案）	12
平成15年度事業計画（案）	13
第4号議案 平成15年度歳入歳出予算（案）について	14
歳入の部	14
歳出の部	15
一般負担金（案）	16
第5号議案 役員改選について	17
役 員（案）	17
参考資料 平成15年度主要施策に関する部局別要望事項	18
参考資料 広島県内陸部振興対策協議会会員名簿	22
参考資料 広島県内陸部振興対策協議会会則	23

通 常 総 会 次 第

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 来 賓 祝 辞

4 新会員紹介

5 議 事

(1) 第 1 号議案 平成 1 4 年度会務報告及び重点目標とその対応について

(2) 第 2 号議案 平成 1 4 年度歳入歳出決算について
(監査報告)

(3) 第 3 号議案 平成 1 5 年度活動方針 (案) 及び重点目標 (案) 、
事業計画 (案) について

(4) 第 4 号議案 平成 1 5 年度歳入歳出予算 (案) について

(5) 第 5 号議案 役員改選について

6 税源移譲を基本とする三位一体改革に対する緊急アピールの採択

7 そ の 他

8 閉 会

第1号議案

平成14年度会務報告及び重点目標とその対応について

平成14年度会務報告

年 月 日	事 業 内 容	場 所
平成14年 4月10日	平成13年度会計監査	高 野 町 布 野 村
4月19日	理 事 会	広島県議会
6月4日	第36回通常総会	八丁堀ヤン
7月1日 ～8月6日	平成15年度主要施策に関する要望事項の とりまとめ	事 務 局
8月19日	役 員 会	広島県議会
9月17日	理 事 会	広島県議会
11月8日	平成15年度主要施策に関する要望活動	広島県議会
平成15年 2月27日	役 員 会	広 島 市

1 中山間地域活性化支援策の充実

「集落・生活拠点整備モデル事業」については、平成10年度指定地区において引き続き事業を実施中である。今後は、地域の将来を見据えた新しいまちづくり計画となる市町村建設計画の策定にあたり、中山間地域が豊かな自然や歴史的・文化的資産を生かしながら、住民が生き生きと暮らせる魅力ある地域となるよう、集落・生活拠点整備モデル事業等で培われた、様々な地域づくりシステム等の成果を踏まえた支援策の充実に要請していく必要がある。

2 市町村合併に係る国県支援策の充実強化

中山間地域における市町村合併については、地理的条件や広範な面積での合併が想定されることから、道路網の整備、住民サービスを確保するための情報伝達手段の確立等、地域の連携を強化するための基盤整備や住民自治組織の育成などソフト面での支援が重要である。

国においては、平成14年度、「市町村合併支援プラン」の改定により、合併推進債の対象に補助事業で行われる道路等の整備事業が加えられるなど、支援策の拡充が行われ、県においては、「市町村合併に係る支援プラン」に基づき、人的・財政的支援のほか、合併を支援するための道路や下水道などの交通・生活基盤の整備や、地域コミュニティの維持・育成に対する支援が行われている。

合併支援道路網整備については、平成14年度から、国の新たな支援措置として「市町村合併支援道路整備事業」が創設され、県単独事業についても、「合併支援緊急道路整備事業」が創設、実施されているところである。

今後とも、合併の推進を図るため、国県支援策の充実・強化を要請していくことが必要である。

3 JR芸備線の輸送改善対策の推進、並びにJR可部線（可部・三段峡間）の維持存続対策の推進

○JR芸備線の輸送改善対策の推進について

輸送力の増強や利便性の向上を図るための具体的な整備方策の調査・検討が行われて

きたが、多額の事業費を要し、直ちに事業実施することは難しい状況にあるため、当面は、利用促進等に努め、芸備線対策協議会等において、整備手法や費用負担などについてさらに検討を深めるとともに、JR西日本との協議を行うなど、課題解決へ向けた取り組みが行われているところである。

利便性の向上については、平成14年秋のダイヤ改正で、広島～三次間に朝夕の通勤時間帯に上下各1本の快速が導入され、時間短縮が図られたところである。

引き続き、県に対しこれらの取り組みへの支援を要請していく必要がある。

○JR可部線（可部・三段峡間）の維持存続対策の推進について

JR西日本が、平成14年11月29日に廃止届を中国運輸局に提出し、平成15年12月1日以降、鉄道としての営業を行わないこととなった。併せて、第三セクターによる鉄道存続の可能性を検討していた可部線対策協議会も断念を表明しており、鉄道の存続維持は望めない状況となっている。現在、国が設置した可部線代替交通機関確保調整協議会において、国・沿線市町村・交通事業者とともに、代替交通機関の確保について協議・検討が行われているところである。

今後とも、沿線市町村の意向ができるだけ反映された代替交通機関の確保と、地域の活性化や都市と中山間地域の交流促進に向けた取り組みが必要である。

4 広島県立大学中山間地域センターの早期開設

県立大学運営協議会の最終答申「新たなる県立大学をめざして」（平成14年12月）では、大学における今後の地域貢献の在り方として、中山間地域のシンクタンク機能や生涯学習機能など、大学が地域の政策課題の解決に積極的に協力することとされている。

平成14年度には、研究成果・人材を地域に効果的に反映させるとともに、市町村や企業等のニーズに積極的に対応すべく、広島県立大学「学術交流センター」の体制、窓口調整機能が充実されたところである。

また、ニーズの把握や研究成果を具体的な活用結びつけるため、活用する側の市町村や企業等と提供する側の大学が交流できる場の設置など、地域課題の解決に向け、関係部局と連携し、大学としてその役割を果たしていくための体制づくりへの取り組みに着手することとされている。

今後とも、中山間地域の振興に貢献する研究センターの早期開設に向け、要請していく必要がある。

5 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画の推進

「広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画（平成 12 年 3 月策定）」を推進するため、産業として自立できる農林水産業の確立を目指して、企業的な経営を行う農家や集落農場型の農業生産法人の育成、一億円産地の育成等が進められている。

平成 15 年度からは、「新農林水産業・農山漁村活性化総合支援事業」に「複合経営育成型」という新たなメニューが設けられ、集約型作物等の経営確立を目指す集落法人の機械・施設の整備への支援と、食の安全・安心システムの構築へ向けて消費者の県内農畜水産物に対する信頼を確保し消費の拡大を図るため、トレーサビリティシステムの導入を促進する「農畜水産物トレーサビリティシステムモデル支援事業」及び「牛肉トレーサビリティ信頼確保事業」が実施され、さらに、生産者、小売店、消費者に対し、農業や防除に関する情報を正確かつ迅速に提供するため、インターネットを活用した「農業情報提供事業」が実施されることとなっている。

また、消費者・市場重視の考え方に立ち、需要に即した米づくりを推進する、国の「米政策改革」に対応するため、①価格競争力をもつ低コストコメ生産の拡大②安全・安心で品質の高い「広島こだわり米」の安定供給③飼料用稲の作付け拡大による飼料自給率の向上と水田の有効利用、を図り消費者の多様なニーズに対応する供給体制の構築が推進されることとなっている。

有害鳥獣対策については、「イノシシ等農業被害対策事業」が引き続き実施され、従来の春先に加え、水稻、カンキツの収穫期前 1 か月（夏・秋）を強化期間に設定し、駆除の促進が図られることとなっている。

今後とも、これらの施策の充実を要請していく必要がある。

6 中国横断自動車道・尾道松江線の早期整備

平成 14 年度は、尾道 JCT～甲山 IC 間について、約 9 割の用地取得が図られるとともに、尾道市、御調町、甲山町で工事が着工され、甲山 IC 以北については、設計協議、用地買収が進められ、三次市における用地取得率は約 2 割となっている。

道路関係 4 公団の民営化論議など、高速道路を巡る環境は極めて厳しいなか、引き続き、着実な整備推進に向け、関係機関に働きかけていく必要がある。

7 地域高規格道路の早期整備

平成 14 年度は、江府三次道路については、整備区間の指定を受けている西城町高尾～三坂間（約 5 k m）の早期事業着手に向けた関係機関との調整が行われ、調査区間の指定を受けている庄原～西城間（約 9 k m）の環境調査が引き続き実施された。広島中央フライトロードについては、整備区間の指定を受けている本郷大和線（約 10 k m）の橋梁工事、トンネル工事等の実施、東広島高田道路については、調査区間である向原～吉田間（約 5 k m）の環境調査と予備設計が実施された。

今後は、整備区間の指定を受けている 2 路線、3 区間について着実な整備促進を図るとともに、整備区間の指定を受けていない路線、区間については、その指定等早期事業化を、また備北フライトロードについては、計画路線指定に向けて関係機関に働きかけていく必要がある。

8 広島～江津間広域開発道路の整備促進

広島～江津間広域開発道路は、中国山地により隔てられた広島・島根両県の広域的な連携強化を図るとともに、豊かな歴史と文化に育まれた沿線地域の交流を促進し、地域の一体的発展をもたらすものである。

本道路を構成する広島県管理の 6 路線の総延長 45 k mのうち約 40 k mは改良済みであり、残る 5 k mについても、順次改良される予定となっている。

引き続き、早期整備に向け、関係機関に働きかけていく必要がある。

9 中山間地域の学校教育の充実

①学校完全週 5 日制に伴う財政支援

学校完全週 5 日制の実施を契機として、様々な体験活動を通して、子どもたちが豊かな人間性や社会性を育んでいくことが期待されており、そのためには、土日における体験活動を一層充実させる必要がある。市町村においては、体験活動推進のための協議会や、体験活動のための情報提供、指導者紹介などのコーディネート等を行う拠点としての「体験活動ボランティア活動支援センター」が設置されており、こうした体験活動の推進に対する支援が行われている。

②小規模学校の教職員定数の見直しと加配制度の充実

教職員定数については、国からの法定数配分に基づき配当基準が定められ、各小中学

校に配置されているところである。加配制度については、きめ細かな学習指導のための少人数指導や、小規模校の適正な学校運営を図るための複式学級の改善などの措置が行われているところである。

③非常勤講師の確保対策と配置に対する財政支援

中山間地域においては、その地理的な事情や教科毎の免許保持者の事情等により、臨時的任用者及び非常勤講師の確保に苦勞しているところである。

これまでも採用候補者の登録名簿をもとに人材確保に努められてきたが、さらに県や市町村の広報誌等による募集、県立学校との情報交換、隣接県や大学への照会等、様々な手段を講じた人材確保への取り組みが進められている。

④学校教育指導主事の市町村派遣の充実

近年、各学校においては、校内研修の充実が図られる中、指導技術の向上や授業改善への取り組み、新学習指導要領の実施に伴う絶対評価への対応等に迫られている。広島県の指導主事の学校訪問回数は増加の傾向にあるが、小中学校教育の充実発展のために、各市町村及び学校への積極的指導・助言を行うとともに、効率的・効果的な指導体制の構築に努められているところである。

⑤学力の定着・向上対策の推進

一人一人の児童・生徒に、基礎・基本を定着させ、確かな学力を身につけさせることは、学校の担うべき基本的な責務であり、保護者の切実な願いである。

学力の定着・向上の基本は、「質の高い授業」の実施であるとの考えのもと、年間授業計画の作成、少人数授業等きめ細かな学習指導、生徒の学習到達度の適切な評価、評価結果に基づく改善というマネジメントサイクルに基づいた教育活動の展開を、すべての学校に定着させるよう取り組みが進められている。

⑥特色ある学校づくりのための財政支援

子どもたちに確かな学力をつけ、豊かな心を育むためには、独自の創意工夫を活かした取り組みを行い、特色ある学校づくりを推進していくことが重要である。

平成 14 年において、「新わがまちの教育支援事業」が創設され、市町村が地域の実情に応じた独自の小中学校の特色づくりが推進できるよう、財政的支援が行われている。

⑦学校統廃合にかかる通学確保に対する財政支援

学校の統廃合等による遠距離通学児童生徒の通学条件の緩和を図るために運行するスクールバスの購入については、文部科学省の国庫補助対象となっている。県としては、

地域による格差を是正するため、これらの補助について、国へ対して更なる支援充実の働きかけを行うこととなっている。

⑧中山間地域における高等学校の存続

県内の中学校卒業生数の減少が続く中、本県の県立高等学校の小規模化は着実に進行し、1 学年 1 学級規模の学校数が全国で 2 番目に多いという状況である。

このため、高等学校の教育効果を高め、充実した教育を行うためには、一定の規模を確保することが必要であるという観点から、平成 15 年 3 月に策定された「県立高等学校再編整備基本計画」において、学校の特色づくりの推進や小規模校の統廃合の考え方が示されたところである。

統廃合を含めた再編整備については、一律・機械的に行うべきものではなく、地域の中学校卒業生の減少状況や地域バランス等を考慮しつつ総合的に検討される必要がある。

今後とも、学校教育の充実の実現に向け、諸施策の推進について要望を続けていく必要がある。

第2号議案

平成14年度歳入歳出決算について

歳入の部

(単位:円)

款	項	目	当初予算額	補正額	予算現額	収入済額	収入未済額	備考
1.会 費			2,869,000	0	2,869,000	2,869,000	0	
	1.会 費		2,869,000	0	2,869,000	2,869,000	0	
		1.一般負担金	2,053,000	0	2,053,000	2,053,000	0	
		2.特別負担金	816,000	0	816,000	816,000	0	
2.補助金			150,000	0	150,000	150,000	0	
	1.補助金		150,000	0	150,000	150,000	0	
		1.県補助金	150,000	0	150,000	150,000	0	
3.雑収入			1,000	0	1,000	13	0	
	1.雑収入		1,000	0	1,000	13	0	
		1.雑 収 入	1,000	0	1,000	13	0	
4.繰越金			203,000	0	203,000	203,284	0	
	1.繰越金		203,000	0	203,000	203,284	0	
		1.繰 越 金	203,000	0	203,000	203,284	0	
歳 入 合 計			3,223,000	0	3,223,000	3,222,297	0	

歳出の部

(単位:円)

款	項	目	当初予算額	補正額	充・流用額	予算現額	支出済額	不用額	備考
1.事務局費			1,190,000	0	0	1,190,000	1,151,606	38,394	
	1.事務局費		1,190,000	0	0	1,190,000	1,151,606	38,394	
		1.報酬	720,000	0	0	720,000	720,000	0	
		2.賃金	100,000	0	0	100,000	99,522	478	
		3.旅費	100,000	0	0	100,000	99,210	790	
		4.需用費	80,000	0	0	80,000	79,836	164	
		5.役務費	60,000	0	0	60,000	41,956	18,044	
		6.諸費	130,000	0	0	130,000	111,082	18,918	
2.会議費			303,000	0	0	303,000	294,070	8,930	
	1.総会費		161,000	0	0	161,000	154,105	6,895	
		1.需用費	110,000	0	0	110,000	109,900	100	
		2.借上料	50,000	0	0	50,000	44,205	5,795	
		3.諸費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
	2.役員会費		142,000	0	0	142,000	139,965	2,035	
		1.需用費	140,000	0	0	140,000	139,965	35	
		2.借上料	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
		3.諸費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
3.事業費			1,720,000	0	0	1,720,000	1,571,698	148,302	
	1.調査企画費		450,000	0	0	450,000	439,400	10,600	
		1.賃金	300,000	0	0	300,000	298,236	1,764	
		2.旅費	20,000	0	0	20,000	19,800	200	
		3.需用費	90,000	0	0	90,000	88,434	1,566	
		4.役務費	40,000	0	0	40,000	32,930	7,070	
	2.促進対策費		1,270,000	0	0	1,270,000	1,132,298	137,702	
		1.旅費	210,000	0	0	210,000	204,130	5,870	
		2.需用費	120,000	0	0	120,000	119,805	195	
		3.活動費	900,000	0	0	900,000	806,363	93,637	
		4.諸費	40,000	0	0	40,000	2,000	38,000	
4.予備費			10,000	0	0	10,000	0	10,000	
	1.予備費		10,000	0	0	10,000	0	10,000	
		1.予備費	10,000	0	0	10,000	0	10,000	
歳出合計			3,223,000	0	0	3,223,000	3,017,374	205,626	

歳入合計 3,222,297円

歳出合計 3,017,374円

差引繰越額 204,923円

監 査 意 見 書

広島県内陸部振興対策協議会の平成14年度会計に係る歳入歳出決算書について、
関係諸帳簿類と照合し監査を実施した結果、予算の執行は適正であり、その結果につ
いても正確に処理されていることを認めます。

平成15年4月9日

監 事 高野町長 藤 原 公 昭



監 事 布野村長 梶 川 孝 司



第 3 号議案

平成 1 5 年度活動方針（案）及び重点目標（案），事業計画（案）について

平成 1 5 年度活動方針（案）及び重点目標（案）

1 活動方針（案）

2 市 3 5 町村が結集する広島県内陸部振興対策協議会は、会員相互の緊密なる連携の基に、積極的かつ着実な運動を展開してきた。

しかしながら、内陸地域は社会的・経済的諸条件に恵まれず、多くの市町村で過疎化が進行し、厳しい行財政運営を余儀なくされてきた。

また今日、少子・高齢化による集落機能の低下、景気低迷による地域経済基盤の弱体化、交通・情報インフラなどの産業・生活基盤の整備の遅れ等々から、さらなる地域活力の減退が懸念されるとともに、一方では、地方分権時代に向けた行財政基盤の一層の整備が要請されている。

県においては、内陸地域を中心とした中山間地域の再興を県勢活性化の最重要課題として位置づけられ、総合的・重点的な施策が着実に推進されており、内陸地域の振興・発展に大きな期待が寄せられている。

広島県内陸部振興対策協議会は、次代に誇りと自信を持って継承することのできる地域社会の創造と内陸地域発展のため、次の重点目標を設定し、積極的な運動を展開する。

2 重点目標（案）

- 1 中山間地域活性化支援策の充実
- 2 市町村合併にかかる国県支援策の充実強化
- 3 J R 芸備線の輸送改善対策の推進、並びに J R 可部線（可部・三段峡間）
廃止後の代替交通確保の推進
- 4 広島県立大学中山間地域研究センターの早期開設
- 5 廃棄物処理対策の推進
- 6 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画の推進
- 7 中国横断自動車道尾道松江線の早期整備
- 8 地域高規格道路の早期整備
- 9 広島～江津間広域開発道路の整備促進
- 10 中山間地域の学校教育の充実

平成15年度事業計画（案）

時 期	事 業 内 容	場 所
平成15年 4月9日	平成14年度会計監査	高 野 町 布 野 村
5月19日	理 事 会	広島県議会
6月2日	第37回通常総会	八丁堀シャ庁
7月～ 8月	平成16年度主要施策に関する要望事項の とりまとめ	事 務 局
8月中旬	役 員 会	広島県議会
9月中旬	理 事 会	広島県議会
10月中旬	要 望 活 動	広島県議会
平成16年 2月中旬	役 員 会	広 島 市

第4号議案

平成15年度歳入歳出予算(案)について

歳入の部

(単位:千円)

款	項	目	予 算 額	対前年比較	摘 要
1. 会 費			2,869	0	
	1. 会 費		2,869	0	
		1. 一般負担金	2,053	0	
		2. 特別負担金	816	0	
2. 補助金			150	0	
	1. 補助金		150	0	
		1. 県補助金	150	0	
3. 雑収入			1	0	
	1. 雑収入		1	0	
		1. 雑 収 入	1	0	
4. 繰越金			204	1	
	1. 繰越金		204	1	
		1. 繰 越 金	204	1	
歳 入 合 計			3,224	1	

歳出の部

(単位:千円)

款	項	目	予 算 額	対前年比較	摘 要
1. 事務局費			1,270	80	
	1. 事務局費		1,270	80	
		1. 報 酬	720	0	
		2. 賃 金	100	0	
		3. 旅 費	100	0	
		4. 需用費	70	-10	
		5. 役務費	60	0	
		6. 諸 費	220	90	
2. 会 議 費			303	0	
	1. 総 会 費		161	0	
		1. 需用費	110	0	
		2. 借上料	50	0	
		3. 諸 費	1	0	
		2. 役員会費		142	0
	1. 需用費		140	0	
	2. 借上料		1	0	
	3. 諸 費		1	0	
	3. 事 業 費			1,640	-80
1. 調査企画費			400	-50	
		1. 賃 金	250	-50	
		2. 旅 費	20	0	
		3. 需用費	90	0	
		4. 役務費	40	0	
		2. 促進対策費		1,240	-30
1. 旅 費			210	0	
2. 需用費			120	0	
3. 活動費			900	0	
4. 諸 費			10	-30	
4. 予 備 費					11
	1. 予 備 費		11	1	
		1. 予 備 費	11	1	
歳 出 合 計			3,224	1	

平成15年度一般負担金(案)

No.	市 町 村 名	人 口 (人)	平等割 (円)	人口割 (円)	合 計(円)
1	三 次 市	39,503	23,000	217,500	240,500
2	庄 原 市	21,370	23,000	118,000	141,000
3	加 計 町	4,618	23,000	25,500	48,500
4	筒 賀 村	1,291	23,000	7,500	30,500
5	戸 河 内 町	3,272	23,000	18,000	41,000
6	芸 北 町	2,958	23,000	16,500	39,500
7	大 朝 町	3,782	23,000	21,000	44,000
8	千 代 田 町	10,721	23,000	59,000	82,000
9	豊 平 町	4,468	23,000	25,000	48,000
10	吉 田 町	11,632	23,000	64,000	87,000
11	八 千 代 町	4,450	23,000	24,500	47,500
12	美 土 里 町	3,423	23,000	19,000	42,000
13	高 宮 町	4,408	23,000	24,500	47,500
14	甲 田 町	5,793	23,000	32,000	55,000
15	向 原 町	4,733	23,000	26,500	49,500
16	久 井 町	5,574	23,000	31,000	54,000
17	甲 山 町	6,875	23,000	38,000	61,000
18	世 羅 町	8,768	23,000	48,500	71,500
19	世 羅 西 町	4,047	23,000	22,500	45,500
20	油 木 町	3,244	23,000	18,000	41,000
21	神 石 町	2,905	23,000	16,000	39,000
22	豊 松 村	1,843	23,000	10,500	33,500
23	(神)三 和 町	4,520	23,000	25,000	48,000
24	上 下 町	6,426	23,000	35,500	58,500
25	総 領 町	1,897	23,000	10,500	33,500
26	甲 奴 町	3,261	23,000	18,000	41,000
27	君 田 村	2,000	23,000	11,000	34,000
28	布 野 村	2,003	23,000	11,500	34,500
29	作 木 村	2,014	23,000	11,500	34,500
30	吉 舎 町	5,093	23,000	28,500	51,500
31	三 良 坂 町	3,972	23,000	22,000	45,000
32	(双)三 和 町	3,789	23,000	21,000	44,000
33	西 城 町	4,983	23,000	27,500	50,500
34	東 城 町	10,330	23,000	57,000	80,000
35	口 和 町	2,644	23,000	15,000	38,000
36	高 野 町	2,417	23,000	13,500	36,500
37	比 和 町	2,037	23,000	11,500	34,500
合 計		217,064	851,000	1,202,000	2,053,000

算出基礎： 平等割：23,000円
人口割：人口数に5円50銭を乗じて得た額を500円
単位で切り上げた額。
人口数値： 平成12年国勢調査による。

第5号議案 役員改選について

平成15年6月1日現在

役 員 (案)

役 職 名	職 氏 名	役 職 名	職 氏 名
会 長		—	—
副 会 長		副 会 長	
副 会 長		副 会 長	
幹 事 長		—	—
副 幹 事 長		—	—

理 事

(県議会議員)

三 次 市	杉 原 秀 明	庄 原 市	小 林 秀 矩
山 県 郡	宮 本 新 八	高 田 郡	児 玉 浩
世 羅 郡	小 島 敏 文	神石甲奴郡	藤 井 正 已
双 三 郡	富野井 利 明	比 婆 郡	木 山 耕 三

(市部選出)

三 次 市 長	吉 岡 広小路	三 次 市 議 長	花 本 忠 男
庄 原 市 長	滝 口 季 彦	庄 原 市 議 長	八 谷 文 策

(山県郡選出)

筒 賀 村 長	内 田 和 昭	芸 北 町 長	松 本 建 祠
千 代 田 町 長	辰 崎 春 男	豊 平 町 長	前 田 達 郎
加 計 町 議 長	中 本 正 廣	戸 河 内 町 議 長	堂 河 内 福 夫
大 朝 町 議 長	伊 藤 博 夫		

(高田郡選出)

吉 田 町 長	浜 田 一 義	甲 田 町 長	今 井 正
向 原 町 長	眞 田 良 三	八 千 代 町 議 長	浮 田 洋 吾
美 土 里 町 議 長	亀 岡 等	高 宮 町 議 長	熊 高 昌 三

(御調郡久井町選出)

久 井 町 長	門 田 隆 博		
---------	---------	--	--

(世羅郡選出)

世 羅 町 長	松 山 理 人	世 羅 西 町 長	上 本 仁 志
甲 山 町 議 長	水 間 茂		

(神石郡選出)

神 石 町 長	宮 野 元 壮	三 和 町 長	丸 山 英 三
油 木 町 議 長	清 川 満	豊 松 村 議 長	平 松 且 敏

(甲奴郡選出)

総 領 町 長	山 地 康 生	甲 奴 町 長	森 岡 隆 寿
上 下 町 議 長	山 本 周 三		

(双三郡選出)

吉 舎 町 長	元 廣 和 亨	君 田 村 長	藤 原 清 隆
三 良 坂 町 議 長	久 門 博 之	三 和 町 議 長	沖 原 賢 治
布 野 村 議 長	竹 添 嘉 昭		

(比婆郡選出)

東 城 町 長	遠 藤 晏 史	口 和 町 長	盛 谷 強
西 城 町 議 長	堀 井 秀 昭	高 野 町 議 長	加 島 英 俊

監 事

比 和 町 長	富 原 豊 幸	作 木 村 長	増 田 和 俊
---------	---------	---------	---------

平成15年度主要施策に関する部局別要望事項
(平成14年11月8日実施)

総務企画部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域活性化支援策の充実	○ 中山間地域の情報化推進施策の充実強化 (1) CATV施設など広域的ネットワークの整備促進	重点目標
	(2) 情報通信サービスの地域間格差是正に向けた情報化施策の推進	//

地域振興部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域活性化支援策の充実	○ 地域振興対策 (1) 中山間地域活性化総合支援策の確立 －「集落・生活拠点整備モデル事業」の見直しによる継続又は新たな活性化総合支援対策の拡充強化－	重点目標
	(2) 若者定住総合支援制度の創設	//
	(3) 学校統合後の地域整備にかかる補助制度の確立	//
	○ 財源確保対策 (1) 過疎対策事業債の大幅確保、適債事業の拡大と地方交付税の増額確保	//
	(2) 上下水道整備等、過疎地域の社会資本整備にかかる地方負担軽減策の確立	//
2. 市町村合併にかかる国県支援策の充実強化	(1) 合併前における先行的事業及び合併後における新市町建設計画に基づく事業に対する助言及び財政支援の充実強化	//
	(2) 合併支援道路網整備の促進	//
4. JR芸備線輸送改善対策の推進並びにJR可部線(可部・三段峡間)の維持存続	同 左	//

4. 道路運送法の改正に対応した生活交通確保対策にかかる支援措置の実施	(1) 中山間地域の公共交通事情に対応した補助対象要件の見直し緩和と補助制度の充実	
	(2) 環境整備に対する支援（バス車両の改善、バスターミナルの整備等）	

福 祉 保 健 部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 子育て支援施策の充実	(1) 保育サービスの充実に対する財政支援	
	(2) 保育所整備費・運営費の国庫負担金の拡充	
	(3) 保育所統合による通園確保に対する財政支援と補助金適正化法の基準緩和	
2. 水道整備事業の促進と財政支援の強化	(1) 簡易水道の早期整備促進	
	(2) 特定地域生活排水処理事業の地域指定を受け、簡易水道整備事業の整備を進めている市町村への単県助成	

環 境 生 活 部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 広島県立大学中山間地域研究センターの早期開設	広島県立大学の特性を活かし、地域と連携する独自性のある大学として、教育内容・研究内容の一層の充実強化を図るとともに、その成果を積極的に地域に還元し、中山間地域の活性化のため、調査研究拠点・地域支援拠点としてのセンター機能の整備	重点目標

農 林 水 産 部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画の推進	○農業振興施策 (1) 集落農場型農業生産法人等集落営農組織育成支援の充実強化	重点目標
	(2) 1億円園芸産地育成の支援強化	//
	(3) 鳥獣被害対策の充実	//

	○中山間地域等直接支払制度 (1) 交付金の増額または普通交付税措置の完全履行	//
	(2) 面的要件等の制約緩和及び課税の免除	//
	(3) 中山間地域等直接支払制度の継続	//
	○農業、農村基盤の整備 (1) 広域農道、灌漑用水確保等の基盤整備の促進及び支援強化	//
	(2) 基盤整備促進事業の推進	//
	○森林の公益機能の維持増進等 (1) 森林基幹道等、林道網の整備促進	//
	(2) 民有林道開設事業の整備促進	//
2. 市町村合併にかかる国 県支援策の充実強化	(1) 合併支援道路網整備の促進（農道・林道）	//

土 木 建 築 部

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中国横断自動車道・尾 道松江線の早期整備	同 左	重点目標
2. 地域高規格道路の整備 促進	(1) 江府・三次道路の整備促進	//
	(2) 東広島・高田道路の早期事業化	//
	(3) 広島中央フライトロードの整備促進	//
	(4) 備北フライトロード(甲山・油木)構想の早期実現	//
3. 広島～江津間広域開発 道路の整備促進	同 左	//
4. 市町村合併にかかる国 県支援策の充実強化	(1) 合併支援道路網整備の促進	//

5. 国道・県道の整備促進	同 左	
6. 河川改修の促進	同 左	
7. 河川総合開発事業「野間川ダム」の早期完成	同 左	
8. 灰塚ダム周辺整備事業に対する国県支援策の充実	同 左	

教 育 委 員 会

要 望 事 項	要 望 内 容	摘 要
1. 中山間地域の学校教育の充実	(1) 学校完全週 5 日制に伴う学校外における取り組みに対する支援	重点目標
	(2) 小規模学校の教職員定数の見直しと加配制度の充実	//
	(3) 非常勤講師の確保対策	//
	(4) 学校教育指導主事の市町村派遣の充実	//
	(5) 学力の定着・向上対策の推進	//
	(6) 特色ある学校づくりのための財政支援	//
	(7) 学校統廃合にかかる通学確保に対する財政支援	//
	(8) 中山間地域における高等学校の存続	//

広島県内陸部振興対策協議会会員名簿

平成 1 5 年 6 月 1 日現在

県議会議員

三山世双 次県羅三 市郡郡郡

杉宮小富 原本島野井 秀新敏利 明八文明

市原郡
高田郡
神石郡
比婆郡

矩 浩 已 三
秀 正 耕
林 玉 井 山
小 兒 藤 木

市町村長・議長

[illegible]

路彦藏昭典祠雄男郎義男夫太郎 三博昭人志光壯 三宏生壽隆司俊亨夫夫三史 昭幸
小 廣季清和昭建常春達一信邦更 良隆寬理仁雄元 英昌康隆清孝和和龍和敬晏 公豐
岡口木田上本村崎田田本田玉井田田口山本野野崎山田地岡原川田廣免重盛藤谷原原
吉滝佐内野松野辰前浜沖織児今眞門山松上牧宮岡丸梶山森藤梶増元湯神田遠盛藤富

[illegible][illegible]

本谷本井内東藤木本本浦岡高村岡
河間藤岡川田松原田田日添村森原井藤田島延
花八中龜堂中伊羽熊宮松龜熊今崎堀水後松清久平槌山俵原朝竹菅木下沖堀内藤加實

男策廣三夫介夫	茂清	宏貞	三照男登	茂三	郎衛	泉敏司郎太	登昭司雄昭治昭夫	泰俊
忠文正定福悠博	房利	昌義典正	審明	龍且敬五壯	洋	一嘉三春宏賢秀嚴	英博	

広島県内陸部振興対策協議会会則

- 第1条 本会は、広島県内陸部振興対策協議会と称する。
- 第2条 本会は、次に掲げるもので組織する。
広島県内陸部市町村長
広島県内陸部市町村議会議長
広島県内陸部選出の県議会議員
- 第3条 本会は、広島県内陸部市町村相互の緊密なる連絡を図り、民生、教育、産業、交通、文化等について諸施策の改善向上を期し、内陸部の繁栄と発展を促進することを目的とする。
- 第4条 本会の事務所は会長が委嘱する市町村役場内とし、別に事務局長をおくことができる。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- | | | |
|---|------|-----|
| 1 | 会 長 | 1 名 |
| 2 | 副会長 | 4 名 |
| 3 | 幹事長 | 1 名 |
| 4 | 副幹事長 | 1 名 |
| 5 | 理 事 | 若干名 |
| 6 | 監 事 | 2 名 |
- 第6条 役員の任期は2カ年とし、再選を妨げない。
2 補欠のため就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第7条 本会役員は通常総会において選任し名誉職とする。
2 第5条で定める副会長4名のうち、1名は事務局所在市町村の首長をあてる。
- 第8条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- 第9条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 第10条 本会に、顧問を置くことができる。
2 顧問は、会長が委嘱する。
- 第11条 本会は、毎年1回通常総会を開催し、必要に応じ臨時総会ならびに、理事会を開く。
- 第12条 本会の運営を円滑にするため、次の専門部会を設け、部会員は理事をもって構成する。
総務部会 産業部会 建設部会
2 部会活動に必要と認める場合は参与として地域に関連をもつ産業・経済団体等の代表者に参加を求めることができる。参与は会長がこれを委嘱する。
- 第13条 本会の経費は補助金、特別会費および市町村の負担とする。
- 第14条 本会の会費は、5月末日までに納付するものとする。
- 第15条 毎年通常総会で会長は会務を報告する。
- 第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。
- 第17条 会則の変更は総会の同意を得なければならない。

- 附 則 この会則は、昭和42年6月14日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和48年6月13日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和50年6月24日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和53年2月16日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和54年6月11日から施行する。
- 附 則 この会則は、昭和58年6月7日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成5年5月24日から施行する。